

第12回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

個別注記表

上記事項は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.prored-p.com/>) に掲載することにより、株主のみなさまにご提供しております。

株式会社プロレド・パートナーズ

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年～18年

工具、器具及び備品 5年～10年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 5,194,600株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 68株
- (3) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等
該当事項はありません。
 - ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
該当事項はありません。
- (4) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数
普通株式 61,800株

3. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、必要な資金については、必要に応じて銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券はその他有価証券であり、市場価格等の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握することで減損懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等並びに未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。

社債は、事業活動に係る資金調達を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後約5年、金利は全て固定金利であります。

投資有価証券は、主にファンドへの出資金であり、ファンドの投資先企業の事業リスクや財務リスク等の内的なリスクと、株式市場の市況や規制等の状況変化等の外的なリスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引相手ごとに回収期日や残高を定期的にモニタリングすることで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

社債については、金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社では、管理本部が資金繰りの的確な把握を行うとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年10月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	4,154,725 千円	4,154,725 千円	— 千円
(2) 売掛金	277,804	277,804	—
資産計	4,432,529	4,432,529	—
(1) 買掛金	17,722	17,722	—
(2) 未払金	58,692	58,692	—
(3) 未払費用	163,559	163,559	—
(4) 未払法人税等	285,215	285,215	—
(5) 未払消費税等	74,262	74,262	—
(6) 社債（1年内償還予定を含む）	400,000	400,000	—
負債計	999,452	999,452	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払費用、(4)未払法人税等、(5)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)社債（1年内償還予定を含む）

社債の時価は、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表計上額
投資有価証券	94,627 千円
出資金	30 千円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,154,680	—	—	—
売掛金	277,804	—	—	—
合計	4,432,484	—	—	—

4. 社債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	—
合計	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	—

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	14,734千円
未払費用	4,255千円
資産除去債務	11,833千円
未払事業所税	672千円
その他	89千円
繰延税金資産合計	31,585千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△7,412千円
繰延税金負債合計	△7,412千円
繰延税金資産の純額	24,173千円

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	706円56銭
(2) 1株当たり当期純利益	132円66銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	127円56銭

(注) 1. 2019年6月12日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

1株当たり当期純利益	
当期純利益	682,674千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	682,674千円
普通株式の期中平均株式数	5,145,910株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
普通株式増加数	206,026株

6. 重要な後発事象に関する注記

(株式の分割)

当社は、2019年12月16日開催の取締役会において、株式分割を行うことを決議いたしました。

(1)株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2)株式分割の概要

①分割の方法

2020年1月10日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	5,220,400株
今回の分割により増加する株式数	5,220,400株
株式分割後の発行済株式総数	10,440,800株
株式分割後の発行可能株式総数	16,000,000株

(注) 上記の発行済株式総数及び株式数は、2019年11月29日時点での発行済株式総数に基づくものであり、新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

③株式分割の日程

公告日	2019年12月23日
基準日	2020年1月10日
効力発生日	2020年1月11日

④新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、新株予約権の目的となる1株当たりの行使価額についても、2020年1月11日以降、以下のとおり調整されます。

新株予約権の名称	調整前行使価額	調整後行使価額
第2回新株予約権	135円	68円
第3回新株予約権	135円	68円

⑤1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報はそれぞれ以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	353円28銭
1株当たり当期純利益	66円33銭

(新株予約権の発行)

当社は、2019年12月16日付の取締役会において、第三者割当による第4回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）（以下、「本新株予約権」）の発行を決議いたしました。なお、本新株予約権は、2019年12月20日又は2019年12月23日付の取締役会において、発行条件等を決議する予定であります。

[本新株予約権の概要]

(1)	割当日	2020年1月8日
(2)	新株予約権数	2,500個
(3)	発行価額	総額7,362,500円（本新株予約権1個当たり金2,945円） 発行決議日時点における本新株予約権の価値を記載しております。 なお、当該発行価額は、発行決議後の株価変動等諸般の事情を考慮の上、発行決議日時点の本新株予約権の価値と条件決定日時点の本新株予約権の価値のいずれか高い方を基準として決定される予定です。
(4)	当該発行による潜在株式数	潜在株式数：250,000株（本新株予約権1個当たり100株）
(5)	資金調達の額 （差引手取概算額）	2,004,962,500円（注）
(6)	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
(7)	行使価額及び行使価額の修正条件	当初の行使価額は、条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」といいます。）と発行決議日の直前取引日の東証終値（8,020円）のいずれか高い方の金額とします。 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の90.5%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げます。）に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(8)	募集又は割当方法	第三者割当

(9)	割当先	みずほ証券株式会社
(10)	行使期間	2020年1月9日から2020年7月8日までとする。
(11)	その他	本割当契約において、①当社は、割当予定先に対して、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間（以下「停止指定期間」といいます。）を指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定期間は、2020年1月9日から2020年5月27日までの期間中のいずれかの期間とし、当社が割当予定先に対して停止指定を通知した日の翌取引日から（当日を含みます。）当社が指定する日まで（当日を含みます。）とします。また、当社は、停止指定を行った場合、いつでもこれを取り消すことができること（停止指定を行った場合又は停止指定を取り消した場合には、その旨をプレスリリースにて開示します）、及び②割当予定先は、当社の承認を得ることなく本新株予約権を第三者に譲渡することができないこと等が定められています。

(注) 資金調達額は、本新株予約権の発行価額の総額に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日における東証終値等の数値を前提として算定した見込額です。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、発行決議日の直前取引日の東証終値を本新株予約権の当初の行使価額であると仮定して、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定した場合の金額ですが、本新株予約権の最終的な発行価額及び当初の行使価額は条件決定日に決定され、実際の資金調達額は行使価額の水準により増加する可能性があります。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

7. その他の注記

該当事項はありません。